

# 大原指定訪問介護事業所 重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。  
(岡山県指定 第 3373700214 号)

当事業所は、ご契約者に対して指定訪問介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

## ◆◆目次◆◆

1. 事業者 .....	1
2. 事業所の概要 .....	2
3. 事業実施地域及び営業時間.....	2
4. 職員の体制 .....	2
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金.....	2
6. サービスの利用に関する留意事項.....	5
7. 苦情の受付について .....	7

### 【目 的】

社会福祉法人美作市社会福祉協議会が開設する、大原指定訪問介護事業所が行う、指定訪問介護の事業の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者が、要介護状態にある高齢者に対し、適切な指定訪問介護を提供することを目的とする。

### 1. 事業者

- |           |                   |
|-----------|-------------------|
| (1) 法人名   | 社会福祉法人 美作市社会福祉協議会 |
| (2) 法人所在地 | 岡山県美作市江見280番地     |
| (3) 電話番号  | 0868-75-2622      |
| (4) 代表者氏名 | 会 長 山 本 眞 澄       |
| (5) 設立年月  | 平成12年4月1日         |

## 2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定訪問介護事業所  
(2) 事業所の名称 大原指定訪問介護事業所  
(3) 事業所の所在地 岡山県美作市古町1709  
(4) 電話番号 0868-78-7830  
(5) 事業所長(管理者)氏名 岡本 理恵  
(6) 開設年月 平成12年4月1日

## 3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 美作市  
(2) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日 国民の祝日、12月29日から1月3日を除く
受付時間	8時30分～17時00分
サービス提供時間帯	12月31日から1月3日を除く毎日 原則8時00分～20時00分

## 4. 職員の体制

当事業所では、ご契約者に対して指定訪問介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	常 勤	非常勤	常勤換算	指定基準
1. 事業所長(管理者)	1名		1名	1名
2. サービス提供責任者	3名		3名	3名
3. 訪問介護員	3名	2名以上	3名以上	2.5名

※常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数(週40時間)で除した数です。

(例) 週8時間勤務の訪問介護員が5名いる場合、常勤換算では、1名(8時間×5名÷40時間=1名)となります。

## 5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者のご家庭に訪問し、サービスを提供します。  
当事業所が提供するサービスについて、

- |   |
|---|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合<br>(2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合 |
|---|

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第7条参照）

以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常9割）が介護保険から給付されます。

＜サービスの概要と利用料金＞

○身体介護

入浴・排せつ・食事等の介護を行います。

○生活援助

調理・洗濯・掃除・買い物等日常生活上の世話をを行います。

○通院等乗降介助

通院等のための車両への乗車又は降車の介助を行います。

☆ご契約者に対する具体的なサービスの実施内容、実施日及び実施回数は、居宅サービス計画（ケアプラン）がある場合には、それを踏まえた訪問介護計画に定められます。

＜サービス利用料金＞（契約書第8条参照）

それぞれのサービスについて、平常の時間帯（午前8時30分から午後6時）での料金は、介護報酬告示上の額とし、当該訪問介護事業が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に「介護保険負担割合証」に記載された負担割合を乗じた額とします。

なお、日中の身体介護20分未満については体制を整えていない為、提供しておりません。

区分	サービスに要する時間	訪問介護費（1回あたり）				
		単位数	利用料金	利用者負担金 (自己負担1割の場合)	利用者負担金 (自己負担2割の場合)	利用者負担金 (自己負担3割の場合)
身体介護	20分未満	163	1,630円	163円	326円	489円
	20分以上30分未満	244	2,440円	244円	488円	732円
	30分以上1時間未満	387	3,870円	387円	774円	1,161円
	1時間以上1時間半未満	567	5,670円	567円	1,134円	1,701円
	以後30分を増すごとに加算	82	820円	82円	164円	246円
生活援助	20分以上45分未満	179	1,790円	179円	358円	537円
	45分以上	220	2,200円	220円	440円	660円
	身体介護に引き続き生活援助を行った場合	65	650円	65円	130円	195円
通院等乗降介助（1回につき）		97	970円	97円	194円	291円

☆「サービスに要する時間」は、そのサービスを実施するために国で定められた標準的な所要時間です。

☆上記サービスの利用料金は、実際にサービスに要した時間ではなく、訪問介護計画に基づき決定されたサービス内容を行うために標準的に必要となる時間に基づいて介護給付費体系により計算されます。

☆平常の時間帯(午前 8 時 30 分から午後 6 時)以外の時間帯でサービスを行う場合には、次の割合で利用料金に割増料金が加算されます。割増料金は、介護保険の支給限度額の範囲内であれば、介護保険給付の対象となります。

- ・夜間 (午後 6 時から午後 10 時まで) : 25%

☆2人の訪問介護員が共同でサービスを行う必要がある場合は、ご契約者の同意の上で、通常の利用料金の2倍の料金をいただきます。

＊2人の訪問介護員でサービスを行う場合(例)

- ・体重の重い方に対する入浴介助等の重介護サービスを行う場合
- ・暴力行為などが見られる方へサービスを行う場合

☆ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

加 算	単 位	利用料金	自己負担金
特定事業所加算Ⅱ	1回につき	所定単位数の 10/100	左記の一割
初回加算 ※1	1月につき	2,000円	左記の一割
緊急時訪問介護加算 ※2	1回につき	1,000円	左記の一割
中山間地域等居住者サービス加算 ※3	1回につき	所定単位数の 5/100	左記の一割
介護職員等処遇改善加算Ⅳ ※4	1月につき	所定単位数の 14.5/100	左記の一割

※自己負担額は、介護負担割合証の割合により変動します。

**初回加算 ※1** 新規に訪問介護計画を作成した利用者に、サービス提供責任者が初回若しくは初回の訪問介護を行った日の属する月に訪問介護を行った場合、又は他の訪問介護員が初回若しくは初回の訪問介護を行った日の属する月に訪問介護を行った際にサービス提供責任者が同行した場合に適用します。

**緊急時訪問介護加算※2** 身体介護について利用者又は家族等の要請でサービス提供責任者がケアマネージャーと連携し、ケアマネージャーが必要と認めた場合に居宅サービス計画で予定されていない訪問介護を緊急に行った場合に適用します。

中山間地域等居住者 サービス加算※3 通常の実施地域を越えて当該地域に居住する利用者に実施した場合に限ります。

介護職員等 介護職員の処遇改善に取り組む事業所に対して介護報酬に加算  
処遇改善加算※4 されるもので、利用料にも加算されます。

## (2) 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

〈サービスの概要と利用料金〉

### ①介護保険給付の支給限度額を超える訪問介護サービス

介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、サービス利用料金の全額がご契約者の負担となります。

☆平常の時間帯(午前 8 時 30 分から午後 6 時)以外の時間帯でサービスを行う場合には、次の割合で利用料金に割増料金が加算されます。

- ・夜間(午後 6 時から午後 10 時まで): 25%

## (3) 利用料金のお支払い方法

前記(1)、(2)の料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月20日までに以下の方法でお支払い下さい。(1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。)

- |  |
|--|
| イ. 金融機関口座からの自動引き落とし<br>ご利用できる金融機関: JA 晴れの国岡山農協、中国銀行、ゆうちょ銀行 |
| ロ. 現金  |

## (4) 利用の中止、変更、追加

利用予定日の前に、ご契約者の都合により、訪問介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者へ申し出てください。

利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただきます。但しご契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無 料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日の利用料金の 80%

サービス利用の変更・追加の申し出に対して、訪問介護員の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

## 6. サービスの利用に関する留意事項

### (1) サービス提供を行う訪問介護員

サービス提供時に、担当の訪問介護員を決定します。

ただし、実際のサービス提供にあたっては、複数の訪問介護員が交替してサービスを提供します。

### (2) 訪問介護員の交替

#### ① ご契約者からの交替の申し出

選任された訪問介護員の交替を希望する場合には、当該訪問介護員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して訪問介護員の交替を申し出ることができます。ただし、ご契約者から特定の訪問介護員の指名はできません。

#### ② 事業者からの訪問介護員の交替

事業者の都合により、訪問介護員を交替することがあります。

訪問介護員を交替する場合は契約者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

### (3) サービス実施時の留意事項

#### ① 定められた業務以外の禁止

契約者は「当事業所が提供するサービス」で定められたサービス以外の業務を事業者に依頼することはできません。

#### ② 訪問介護サービスの実施に関する指示・命令

訪問介護サービスの実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。但し、事業者は訪問介護サービスの実施にあたって契約者の事情・意向等に十分に配慮するものとします。

#### ③ 備品等の使用

訪問介護サービス実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償で使用させていただきます。訪問介護員が事業所に連絡する場合の電話等も使用させていただきます。

### (4) サービス内容の変更

サービス利用当日に、ご契約者の体調等の理由で予定されていたサービスの実施ができない場合には、サービス内容の変更を行います。その場合、事業者は、変更したサービスの内容と時間に応じたサービス利用料金を請求します。

## (5) 訪問介護員の禁止行為

訪問介護員は、ご契約者に対する訪問介護サービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

- |                                    |
|------------------------------------|
| ①医療行為                              |
| ②ご契約者もしくはその家族等からの高価な物品等の授受         |
| ③ご契約者の家族等に対する訪問介護サービスの提供           |
| ④飲酒及びご契約者もしくはその家族等の同意なしに行う喫煙       |
| ⑤ご契約者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動 |
| ⑥その他契約者もしくはその家族等に行う迷惑行為            |

## (6) 緊急時及び事故発生時の対応方法

訪問時において利用者の体調等が急変した際、主治医又は医療機関に適切に連絡を取り、必要な対応を行います。又事故等により財産の破損等の際は速やかにご契約者及び利用者に連絡いたします。

(緊急連絡先)

月～金	8:30～17:00	0868-78-7830
土日祝日	8:30～17:00	0868-78-7830 又は 080-5236-2488

サービス提供責任者がケアマネージャーと連絡をとり、必要なサービス提供を行います。

## 7. 苦情の受付について

### (1) 苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- |         |         |       |
|---------|---------|-------|
| ○苦情受付窓口 | 苦情解決担当者 | 岡本 理恵 |
|         | 苦情受付担当者 | 遠竹 円香 |
|         | 苦情受付    | 村上 満子 |

- 受付時間 月曜日～金曜日 8時30分～17時00分

### (2) 行政機関その他苦情受付機関

美作市役所 保健福祉部 健康政策課	所在地 岡山県美作市北山390-2番地 電話番号 0868-75-3912 受付時間 月曜日～金曜日 8時30分～17時15分
国民健康保険団体連合会	所在地 岡山市北区桑田町17-5 電話番号 086-223-8811 受付時間 月曜日～金曜日 8時30分～17時00分

令和 年 月 日

指定訪問介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業者 社会福祉法人 美作市社会福祉協議会  
事業所 大原指定訪問介護事業所

説明者 職 名 サービス提供責任者

氏 名 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定訪問介護サービスの提供開始に同意しました。

利用者 住 所 美作市

氏 名 印

(本人が契約をすることが困難な場合)

代理人 住 所

氏 名 印